

2 資料

1	せたがや自治政策研究所運営方針	275
2	平成 30 年度活動状況	278
3	これまでの研究テーマ	279
4	予算	280
5	せたがや自治政策研究所関連の規則・要綱	281

1 せたがや自治政策研究所運営方針（平成 31 年 3 月 31 日現在）

（１）設置の背景

我が国の地方分権改革は、国と地方公共団体の役割分担を明確にし、対等・協力を基本とする国と地方の新しい関係の構築を進め、地方公共団体の自己決定・自己責任の原則に基づき、地域内の諸課題に積極的に取り組んでいくことを企図した平成 12 年の「地方分権一括法」の制定等を契機として、地方自治体に大きな変化をもたらした。

この改革によって、国や都道府県からの権限委譲や各種補助金の一般財源化が進められた結果、地方自治体は、これまでの国主導の画一的な政策によらず、自治体同士で競い合い、それぞれが独自の政策を立案、実践及び評価を行い、自律への道を切り開いていく時代に置かれることとなった。

一方、平成 12 年施行の地方自治法改正によって、特別区は名実ともに基礎的な自治体に位置づけられ、都から清掃事業や住民に身近な事務が移管されるなど、都区制度改革についても一定の進展がみられた。しかし、都区の事務配分や特別区の区域のあり方、税財政制度など残された課題があり、引き続き都区間で検討が行われている。

こうした地方分権の潮流を受けつつさらに発展していくためには、本区においても、区民に最も身近な基礎的な自治体として、その自治体経営の基盤を強化し自律性の高い行政運営の一層の推進を図ると同時に、職員のさらなる政策形成能力の向上が不可欠になるとの認識のもと、平成 19 年 4 月に区の内部組織として、自治体シンクタンクの役割を担う「せたがや自治政策研究所」を設置した。

（２）設置目的

地方分権の進展や社会情勢の変化や多様化、複雑化する区民ニーズに対応するため、現場での取り組みや民間の力などあらゆる叡智を活用し、従来の枠組にとらわれない新たな発想によって、中長期を展望した区政課題に関する総合的な調査・政策研究を推進し、政策形成基盤のさらなる強化を図ることとする。

（３）基本的な役割

せたがや自治政策研究所は、政策形成基盤のさらなる強化を目指し、次に定める 4 つの役割を軸とした事業を展開する。

第 1 の役割——調査・政策研究の推進

将来における区の戦略的な政策の設計に寄与するために、区の基礎的なデータの収集・調査・分析を行う。また、中長期的な視点に立ち、区政運営に影響を及ぼすと想定される潜在的な課題を抽出し、それらを解決するための先進的な研究活動を行う。

第 2 の役割——情報資産の整備と活用

政策形成や課題解決に資する情報や地方分権改革など自治体経営に影響する情報を幅広く収集・分析し、また、広範な分野の人材ネットワークを築き、それらを区職員の政策立案に資する有用な情報資産として整理・蓄積し、活用するとともに、さまざまな手段を駆使して庁内外へ幅広く

発信する。

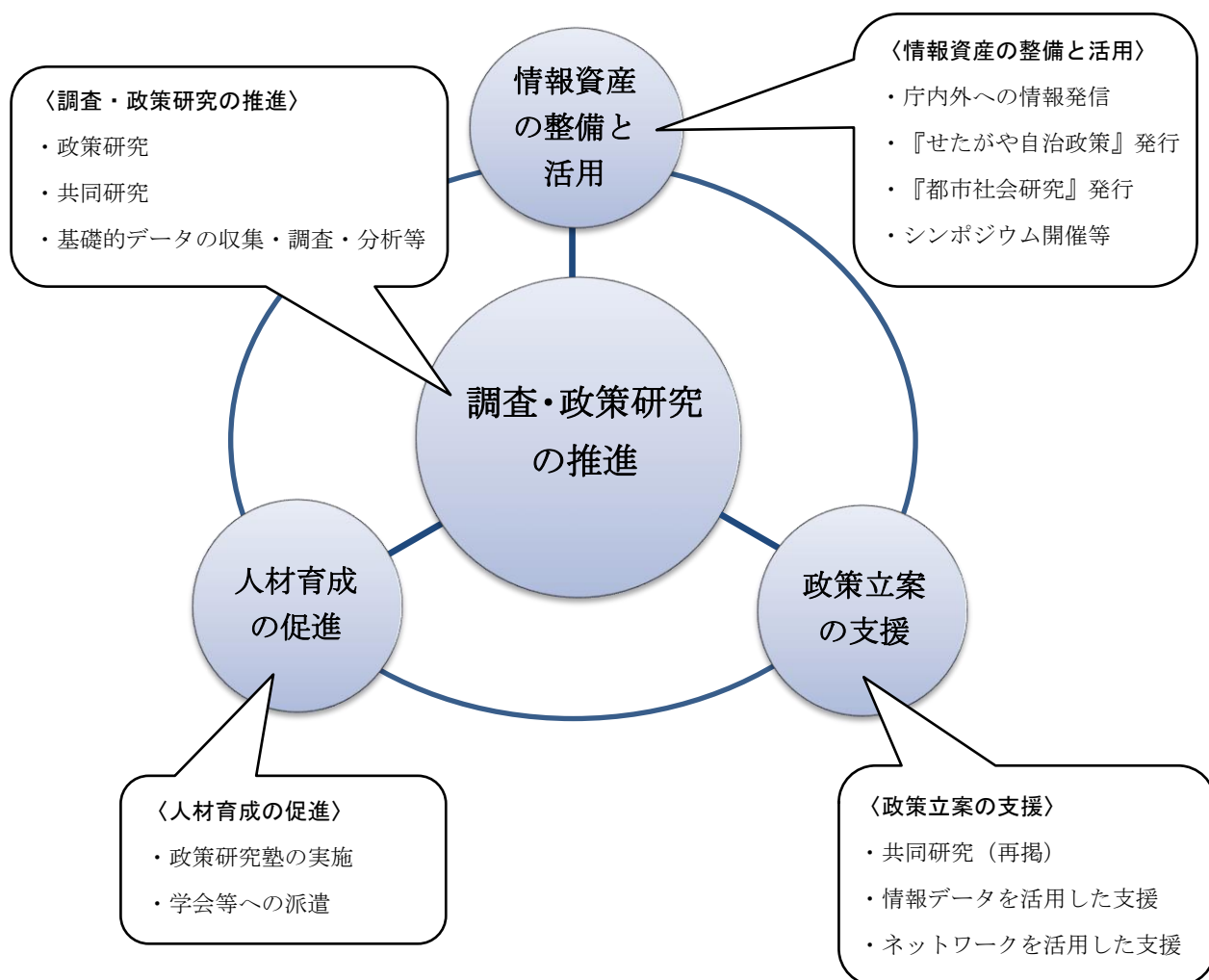
第3の役割——政策立案の支援

研究所が行う調査・政策研究のノウハウや成果、蓄積された情報資産、さらには、研究所が築き上げた他自治体・大学・研究機関・民間企業・NPO等のネットワークを最大限に活用し、所管課の政策形成過程における課題の解決に対して支援を行う。

第4の役割——人材育成の促進

研究所における調査・政策研究などの実践的な取り組みや、政策研究塾など研究所が実施する取り組みを通じて、研究所に配属された職員はもとより、区職員全体の政策立案にかかる総合的な能力・技量の向上を図る。

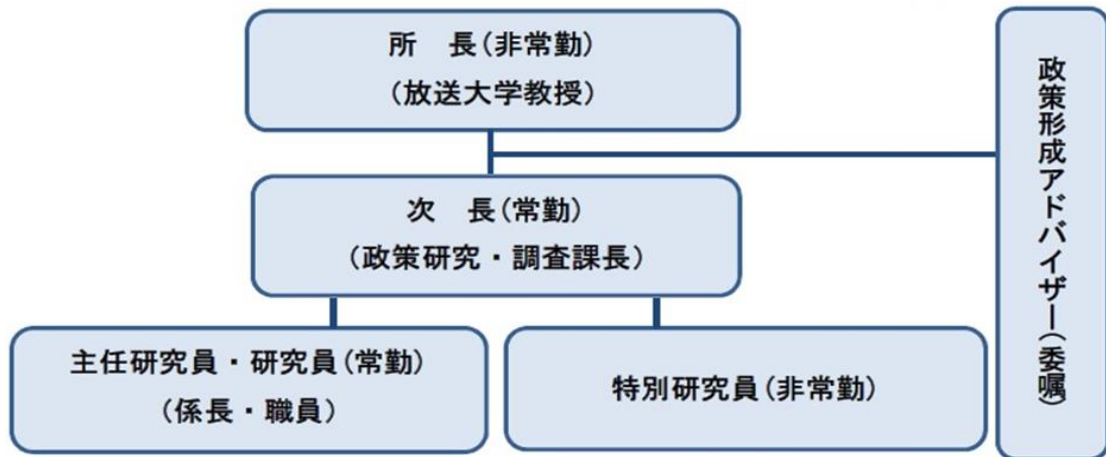
【研究所の4つの役割】



(4) 組織体制

せたがや自治政策研究所は、所長（非常勤参与）・次長（課長）・主任研究員（係長）・研究員（職員）・特別研究員（非常勤）で構成し、また、専門的立場から研究所の運営及び調査研究等の全般に関し助言を行う「政策形成アドバイザー」を設置する。

【組織図】 平成 31 年 3 月 31 日現在



2 平成 30 年度活動状況

調査・政策研究の推進

研究テーマ	調査・研究内容
自治体経営のあり方研究	
自治体経営のあり方研究（中間まとめ）	平成 30 年度に設置した自治体経営のあり方研究プロジェクト・チームの議論の中間まとめ。
住民自治と区民参加	今後の地域ガバナンスのあり方の研究。無作為抽出ワークショップ、自治基本条例、市民参加条例、自治体内分権、地区マネジメント等の事例紹介。
世田谷区における協働政策の展開	世田谷区における「協働」の経緯と現状を調査し、他自治体の事例も参考にて協働を支援・推進するための方策を整理した。
「せたがや的なもの」の出発点	区長公選後のせたがや的な区政運営について、職員ＯＢ等ヒアリングをもとにまとめたもの。
都市空間の社会的特性	
市街地再開発事業における周辺住民への対応	1980～1990 年代の三軒茶屋再開発（第二工区）における開発主体・周辺住民等の利害と調整の過程、特に区の住民対応に着目し、経緯と意義をまとめた。
世田谷の地域特性の析出 11 データで見る世田谷 —「働き手」と「働く場」—	統計データから世田谷区の特徴を把握する基礎研究。今回は「働き手」「働く場」を主題に、国勢調査や就業構造基本調査を用いて分析した。

情報資産の整備と活用

情報収集	日常的に政策形成や研究に関する情報を新聞等メディアや関係図書、論文から収集するとともに、学会等に参加し最新の知見を習得することに努めた。
情報発信	（１）シンポジウム 専門家 3 名による講演と、世田谷区長も交えたパネルディスカッションによる区民向けシンポジウムを開催した。
	（２）発行物 研究・活動報告冊子「せたがや自治政策 Vol.10」、学術機関誌「都市社会研究 No.11」を発行した。
	（３）研究発表 世田谷図書館共同事業「大人の学び場プロジェクト」において「世田谷を彩る食の魅力」についての発表を行った。
ネットワーク構築	研究所シンポジウムや「都市社会研究」への論文掲載、外部講師を招いた政策研究塾、自治体学会などの交流を通じて研究所のネットワーク形成に努めた。

人材育成の促進

外部講師を招いて「政策研究塾」を実施し、「自治体経営のあり方」、「データを活用した政策立案」、「世田谷区の就業構造の変化」に関する講義とグループディスカッションを行った。

3 これまでの研究テーマ

せたがや自治政策 Vol.1	・世田谷の地域特性の析出 ・少子化と就労女性の支援ネットワーク ・世田谷の魅力を高めるまちづくり ・地域活動を基盤にした協働社会のあり方
せたがや自治政策 Vol.2	・世田谷の地域特性の析出 ・観光資源 ・ソーシャルビジネス ・住民力 ・環境
せたがや自治政策 Vol.3	・世田谷の地域特性の析出 ・住民力 ・大学連携のあり方
せたがや自治政策 Vol.4	・世田谷の地域特性の析出 ・超高齢社会 ・大震災と自治体の対応に関する研究 ・地域での国際交流活動の推進 ・住民力（事例分析）
せたがや自治政策 Vol.5	・世田谷の地域特性の析出 ・都区制度改革に関する研究 ・地域における社会関係資本に関する研究 ・地域公共施設の住民管理に関する研究 ・区民参加に関する研究
せたがや自治政策 Vol.6	・世田谷の地域特性の析出 ・世田谷区職員による自治権拡充の検討 ・世田谷区におけるコミュニティ行政の展開とその特徴に関する研究 ・地域の社会関係資本測定のための指標再考 ・孤立死リスクの高い高齢者への支援のあり方 ・ヒートアイランドと再生可能エネルギー
せたがや自治政策 Vol.7	・世田谷の地域特性の析出 ・大学・地域・行政等における連携促進に関する研究 ・世田谷区の市民活動団体に関する調査研究 ・世田谷区のオープンデータ推進に関する研究 ・高齢者の社会的孤立状態と主観的孤独感 ・自治体経営における政策指向型人材の育成に関する研究
せたがや自治政策 Vol.8	・世田谷区における市民活動の展開 ・母親の社会参加と子どもの教育に関する調査研究 ・世田谷の地域特性の析出 ・「世田谷区データブック1」について ・地方創生期における「地域経営人財」の可能性～DMOを契機として

せたがや自治政策 Vol.9	・「家族・結婚・ライフスタイルに関する調査」調査結果の概要 ・家族意識に関する研究 ・伝統的結婚観・家族観と未婚化・晩婚化について ・余暇活動における選好性と結婚観 ・世田谷の地域特性の析出 ・子どもの放課後の居場所としての新 BOP のあり方にかかる調査研究
せたがや自治政策 Vol.10	・経済的困難に直面する若年女性たち ・生きづらさを抱える子どもたち ・家族に関する研究を振り返る ・東京都区部における都心回帰と社会・空間構造の変容 ・世田谷の地域特性の析出 ・100 万人都市世田谷の自治体経営を考える ・住民自治の拡充と都市内分権

4 予算

平成 26 年度	総務費	総務管理費	企画調整費	予算額	7,565,000 円
平成 27 年度	総務費	総務管理費	企画調整費	予算額	6,801,000 円
平成 28 年度	総務費	総務管理費	企画調整費	予算額	6,800,000 円
平成 29 年度	総務費	総務管理費	企画調整費	予算額	7,825,000 円
平成 30 年度	総務費	総務管理費	企画調整費	予算額	7,824,000 円

5 せたがや自治政策研究所関連の規則・要綱

(1) せたがや自治政策研究所設置規則

平成19年3月30日
規則第40号

改正 平成24年7月31日規則第78号
平成27年3月31日規則第19号

平成26年3月31日規則第18号

(設置)

第1条 区政に関する総合的な調査研究を行うため、せたがや自治政策研究所（以下「研究所」という。）を政策経営部に置く。

一部改正〔平成24年規則78号・26年18号〕

(所掌事項)

第2条 研究所は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区の政策及び施策の調査研究に関すること。
- (2) 区の政策及び施策の提言に関すること。

(組織)

第3条 研究所は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 所長
 - (2) 次長
 - (3) 主任研究員
 - (4) 研究員
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者
- 2 所長は参与のうちから区長が任命し、次長は政策経営部政策研究・調査課長を、主任研究員は政策経営部政策研究・調査課政策研究・調査担当係長を、研究員は政策経営部政策研究・調査課の職員をもって充てる。

一部改正〔平成24年規則78号・26年18号・27年19号〕

(職務)

第4条 所長は、区長の命を受け研究所の調査研究等を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 次長は、所長の命を受け研究所の事務及び調査研究等を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、調査研究を行う。
- 3 主任研究員は、調査研究を行うとともに、所長及び次長の指定する調査研究等の管理を行う。
- 4 研究員は、所長及び次長の指定する調査研究等を行う。

一部改正〔平成24年規則78号・27年19号〕

(情報の提供)

第5条 研究所の研究成果の情報は、区民等に提供するものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、研究所の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月31日規則第78号）

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第18号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第19号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 世田谷区参与(せたがや自治政策研究所所長)設置要綱

平成19年3月30日

18世企第154号

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区参与(せたがや自治政策研究所所長。以下「参与」という。)の職を設置し、その取扱いに関して参与及び専門委員の設置等に関する規則(昭和53年7月世田谷区規則第43号。以下「区規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 参与は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

(職務)

第3条 参与は、次の職務を行うものとする。

(1) セタがや自治政策研究所の調査研究等を掌理し、所属職員を指揮監督すること。

(2) その他区政に対する助言・提案に関すること。

(任用)

第4条 区長は、自治政策等に精通し、その識見が卓越し、職務経験豊かな者から、参与として任用する。

(定数)

第5条 参与の定数は、1名とする。

(任用期間)

第6条 参与の任用期間は、1年以内とする。

ただし、その再任を妨げない。

(勤務態様)

第7条 参与の勤務日数、勤務時間は、区長の指定による。

(報酬及び費用弁償)

第8条 参与の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月世田谷区条例第28号)及び世田谷区非常勤職員の報酬及び費用に関する規程(昭和40年6月世田谷区訓令甲第39号)の定めるところによる。

(服務)

第9条 参与の服務は、区規則の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第10条 参与の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年4月特別区人事・厚生事務組合条例第8号)に定めるところによる。

(委任)

第11条 この要綱について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(3) セタがや自治政策研究所特別研究員設置要綱

平成19年7月1日

19世政研第22号

改正	平成21年4月1日20世政研第49号	平成22年3月1日21世政研第46号
	平成24年3月6日23世政研第32号の1	平成24年8月1日24世基政第4号
	平成26年3月28日25世基政第117号	平成29年3月9日28世政調第224号

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区政策経営部におけるセタがや自治政策研究所(以下「研究所」という。)調査研究業務の円滑な運営のために、セタがや自治政策研究所設置規則(平成19年3月規則第40号)第3条第1項第6号の規定に基づき、セタがや自治政策研究所特別研究員(以下「特別研究員」という。)の職を設置し、その取扱いに関して世田谷区非常勤職員規則(昭和32年4月世田谷区規則第5号。以下「区規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めること

を目的とする。

(身分)

第2条 特別研究員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

(職務)

第3条 特別研究員は、せたがや自治政策研究所次長（以下「次長」という。）の指揮監督のもとに、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 研究所の調査研究等に関すること。
- (2) その他研究所の業務に関し、次長の指示する事項

(任用)

第4条 区長は、自治政策等に精通し、その専門知識を用いて、実証的調査研究が行える者から、特別研究員として任用する。

(定数)

第5条 特別研究員の定数は、予算の範囲内で別に定める。

(任用期間等)

第6条 特別研究員の任用期間は、年度を単位とし、1年以内とする。

- 2 区長は、特別研究員について勤務実績等を考慮して、任用期間を更新することができる。

(勤務態様)

第7条 勤務日及び勤務時間は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 特別研究員A
 - ア 勤務日数は、各月8日とする。
 - イ 正規の勤務時間は、1日6時間とする。
- (2) 特別研究員B
 - ア 勤務日数は、各月16日とする。
 - イ 正規の勤務時間は、1日7時間とする。

- 2 勤務日及び正規の勤務時間の割振り及び変更並びに勤務場所は、職務実態に応じて次長が定める。
- 3 特別研究員の休憩時間は、勤務の実態に応じて別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第8条 特別研究員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月世田谷区条例第28号）及び世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程（昭和40年6月世田谷区訓令甲第39号）の定める所による。

- 2 前条の規定による正規の勤務時間を超えて勤務することを命じたときは、当該勤務時間を超えて勤務した時間に対して1時間につき、勤務1時間の報酬額の100分の125の報酬を加算した額を報酬額とする。
- 3 前項の規定に関する手続きは、一般職員の手続きに準じて行う。

(報酬の減額)

第9条 特別研究員が定められた勤務日数又は勤務時間の全部又は一部について勤務しないときは、その勤務しない日数又は時間について報酬を減額する。

- 2 前項の規定にかかわらず、世田谷区非常勤職員の特別休暇に関する要綱（平成26年2月18日25世職第628号）において特段の定めがある場合は、報酬の減額を免除するものとする。

(年次有給休暇)

第10条 特別研究員に対する年次有給休暇の付与日数は、会計年度を単位として別表1のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度途中に任用された特別研究員に対する当該年度における年次有給休暇の付与日数は、別表2のとおりとする。
- 3 特別研究員の年次有給休暇は、1日を単位として付与する。ただし、次長は、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として与えることができる。
- 4 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、特別研究員Aにあつては

6 時間、特別研究員 B にあつては 7 時間をもって 1 日とする。

5 特別研究員の年次有給休暇は、任用された日から当該年度の末日までに行使することができる。
ただし、任用期間が更新され、かつ前年度に新たに付与した年次有給休暇のうち使用しなかった日数がある場合は、翌年度に限りこれを繰り越して行役することができる。

6 特別研究員の年次有給休暇の申出及び承認並びに繰越に係る手続きは、一般職員に準じて行う。
(特別休暇)

第11条 特別研究員の特別休暇については、世田谷区非常勤職員の特別休暇に関する要綱（平成26年2月18日25世職第628号）の定めるところによる。

(育児休業及び部分休業)

第12条 特別研究員の育児休業及び部分休業については、非常勤職員育児休業等実施基準（平成17年3月1日世職発第613号）の定めるところによる。

(介護休暇及び介護時間)

第13条 特別研究員の介護休暇及び介護時間については、非常勤職員介護休暇等実施基準（平成17年3月1日世職発第614号）の定めるところによる。

(服務)

第14条 特別研究員の服務は、区規則の定めるところによる。

(免職)

第15条 特別研究員の免職は、区規則の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第16条 特別研究員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年4月特別区人事・厚生事務組合条例第8号）に定めるところによる。

(社会保険等)

第17条 特別研究員（本要綱第7条において、勤務日数が月16日の者）の社会保険等の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

(研修)

第18条 次長は、業務の遂行上必要な知識及び技能を修得させるために、必要に応じて職場内研修に参加させる。

(健康診断)

第19条 特別研究員には、一般職員に準じて定期健康診断を実施する。

(委任)

第20条 この要綱について必要な事項は、総務部長と協議の上、政策経営部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月1日21世政研第46号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月6日23世政研第32号の1）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月1日24世基政第4号）

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日25世基政第117号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月9日28世政調第224号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1（第10条関係）

種類	月の所定勤務日数	付与日数
特別研究員 A	8 日	7 日
特別研究員 B	16 日	14 日

別表 2（第10条関係）

種類	任用された月			
	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月
特別研究員 A	7 日	5 日	3 日	1 日
特別研究員 B	14 日	10 日	7 日	3 日

（４）せたがや自治政策研究所政策形成アドバイザーに関する要綱

平成24年 4 月 1 日

24世政研第27号

改正 平成24年 8 月 1 日24基政第 3 号

平成26年 3 月25日25世基政第112号

（目的）

第 1 条 この要綱は、せたがや自治政策研究所設置規則（平成19年 3 月世田谷区規則第40号）第 3 条第 1 項に規定するせたがや自治研究所を組織する者のうち、同項第 6 号の区長が必要と認める者の委嘱等について必要な事項を定めることを目的とする。

（命名）

第 2 条 この要綱に基づき委嘱する者を「せたがや自治政策研究所政策形成アドバイザー」と称する。

（委嘱）

第 3 条 セタがや自治政策研究所政策形成アドバイザー（以下「政策形成アドバイザー」という。）は、自治政策等に関する高度な識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

（職務）

第 4 条 政策形成アドバイザーの職務は、次に定めるとおりとする。

- （１） セタがや自治政策研究所（以下「研究所」という。）が主催する会議に参加し、専門的立場から研究所の調査研究等の全般に関し、助言すること。
- （２） 研究所が実施するシンポジウム、政策研究塾、公共政策ゼミナール等の企画・運営に関し助言し、必要に応じて講師等の役割を担うこと。
- （３） 前 2 号に定める職務に関して学識経験を有する者を紹介すること。

（任期）

第 5 条 政策形成アドバイザーの任期は、年度を単位とし、1 年以内とする。ただし、区長が必要と認める場合は、その再任を妨げない。

（謝礼）

第 6 条 政策形成アドバイザーに対する謝礼は、1 時間の勤務につき、11,500 円とする。

2 前項の謝礼の支払は、実績に応じて 3 月毎に行うものとする。

（解職）

第 7 条 区長は、政策形成アドバイザーとして委嘱した者が次のいずれかに該当するときは、その職を解くものとする。

- （１） 辞任を申し出たとき。
- （２） 心身の故障等により職務の遂行に支障があると認められるとき。
- （３） 職務の遂行に必要な適格性を欠くと認められるとき。

（委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、政策形成アドバイザーに関する必要な事項は、政策経営部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月1日24基政第3号）

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日25世基政第112号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（５）せたがや自治政策研究所学術機関誌「都市社会研究」発行要綱

平成27年1月21日

26世政調第237号

改正 平成27年4月1日27世政調第145号

平成27年10月8日27世政調第178号

（趣旨）

第1条 この要綱は、せたがや自治政策研究所（せたがや自治政策研究所設置規則（平成19年世田谷区規則第40号）第1条に規定するせたがや自治政策研究所をいう。以下「研究所という。」）が発行する学術機関誌「都市社会研究」（以下「学術機関誌」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（発行目的）

第2条 学術機関誌は、区と区民の協働の推進及び区民主体のまちづくりの一層の発展を目指すため、学術論文等を通じて様々な研究者との研究交流を図り、政策形成の基盤づくりの推進を図ることを目的として発行する。

（構成）

第3条 学術機関誌には、特集論文その他の論文、研究ノート及び活動報告（以下「特集論文等」という。）を掲載する。

2 前項の特集論文は執筆者に依頼するものとし、同項の論文、研究ノート及び活動報告は執筆者による投稿を受けるものとする。

（特集論文等の主題）

第4条 前条第1項の特集論文その他の論文の主題は、社会学、行政学、財政学又は社会福祉、環境、教育、都市計画その他の都市政策研究若しくは自治体政策研究の観点から分析した都市社会の構築に関する考察とする。

2 前条第1項の研究ノートの主題は、都市政策研究若しくは自治体政策研究における問題提起に関する考察とする。

3 前条第1項の活動報告の内容は、自治体政策研究のために区内において行われた活動とする。

（発行回数）

第5条 学術機関誌の発行回数は年1回とする。ただし、せたがや自治政策研究所の所長（以下「所長」という。）が相当の理由があると認めるときは、発行せず、又は1回を超えて発行することができる。

（配布方法）

第6条 学術機関誌の配布方法は、所長が別に定める。

（編集委員会）

第7条 学術機関誌の編集を行うため編集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する6人以内の編集委員で組織する。

（１）学識経験者

（２）政策経営部長の職にある者

（３）所長の職にある者

3 編集委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、編集委員に欠員が生じた場合における補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員会に委員長を置き、編集委員の互選により、所長を除く編集委員の中から定める。
- 5 委員長が委員会に出席することができないときは、委員長があらかじめ指名する編集委員が委員長の職務を代理する。
- 6 委員会の事務局は、せたがや自治政策研究所に置く。

(掲載の可否)

第8条 学術機関誌への投稿を受けた論文、研究ノート、活動報告の掲載の可否は、別に定めるところにより行う審査を経て、編集委員会において決定する。

(著作権)

第9条 学術機関誌に掲載する特集論文等の著作権は、世田谷区に帰属させるものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、せたがや自治政策研究所学術機関誌「都市社会研究」編集委員会運営要領（平成27年2月1日付26世政調第237号）による改正前のせたがや自治政策研究所学術機関誌「都市社会研究」編集委員会規程（平成20年4月25日付20世政研第10号）により委嘱されている編集委員の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則（平成27年4月1日27世政調第145号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月8日27世政調第178号）

この要綱は、平成27年10月8日から施行する。